

週休2日モデル工事の試行要領Q&A

Q1：週休2日モデル工事の対象は、どの工事が教えてください。

A1：令和4年4月1日以降に入札公告又は執行通知を行った工事のうち、当初設計金額5,000万円以上の土木工事が対象です。

Q2：対象となる期間は契約工期となるのか。

A2：工事着手日から工事完成通知日までになります。また、工期末に余裕ができまとめて休暇を取得してもカウントすることができます。

Q3：祝日はどのような取扱になるのか。

A3：祝日も平日と同様に扱い、祝日を休む場合には現場閉所日扱いとなります。

Q4：降雨、降雪等により作業を中止した場合は、現場閉所日として認められるのか。

A4：降雨、降雪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q5：降雨、降雪等で作業を中止した平日の振替として、週末(土日)に作業を行う場合はどのような取扱になるのか。

A5：週末(土日)に作業を行う場合があったとしても、対象期間の全体において、現場閉所割合が28.5%(4週8休)以上となる場合には、「4週8休以上」の達成となります。

Q6：午前中工事を実施して、午後作業中止の場合、現場閉所日として扱えるのか。

A6：一日を通して現場を閉所する日を現場閉所と定義しています。したがって、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Q7：週末(土日)に発注者からの指示で「受注者の責によらない作業」を行った場合は、どのように休日を確保すればよいのか。

A7：受注者の責によらない作業を週末(土日)に行った場合、作業を行った日は休日の取得とみなすので、代替休日を確保する必要はありません。

Q8：「受注者の責によらない現場作業」とは、具体的にどのような作業となるのか。

A8：具体的には次の作業が該当します。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)
- ・道路占用者(下水・電気・ガス・NTT等)、他の行政機関(市町等)の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民からの要望等で土日に行う作業
(商店等から休日施工を要望されて土日に作業をする場合)

Q9：週休2日の確保を理由に工期延長は認められるのか。

A9：週休2日の確保を理由とした工期延長は認められません。ただし、次に示すような場合は、必要に応じて工期延長について、発注者と協議してください。

- ・現場条件等に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q10：工期延長した場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

A10：工期延長した場合は、その分週休2日の対象となる期間も延長されます。

Q11：現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等とは、具体的にどのような作業なのか。

A11：具体的には次の作業が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)
- ・現場での災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q12：工事途中で受注者の都合により、「4週8休」等が達成できないことが判明した場合、どのような対応をすれば良いのか。

A12：工事途中で「4週8休」等が達成できないことが判明した場合、受注者は、その日までの現場閉所状況を監督職員に報告してください。

また、達成が困難であると判明した日以降は、現場閉所状況の報告は不要です。

なお、こうした状況になった場合は、工事成績評定の加点や労務費等の補正は行いません。

Q13：週休2日モデル工事の対象にはなっていませんが、自主的な取組として、週休2日に取り組みむ場合には、加点や経費補正はありますか。

A13：自主的な取組を実施する旨の申出を監督職員と協議し、承認した場合は週休2日に取り組み、その履行が確認された場合は、工事成績評定で評価します。ただし、経費補正は行いません。

Q14：週休2日モデル工事を実施する場合、どのような書類を作成すればいいですか。

A14：まず打合せ簿で実施の有無について監督職員と協議してください。実施する場合は、施工計画書の計画工程表に現場閉所日、現場閉所率を明記し、毎月「休日取得実施表」（ホームページに掲載）を提出してください。